

審 第 6 0 7 号
答 申 第 3 0 2 号
令和5年5月29日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年3月9日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第282号

令和3年1月21日付けで審査請求人から提起された、令和2年12月22日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年12月22日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

本件決定は取り消すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年12月7日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が保健所に相談をして来ました、最古から現在までの〇〇、〇〇の相談履歴の全ての開示を請求致します。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県〇〇健康福祉センター（以下「〇〇保健所」という。）が保有する「〇〇氏相談・訪問指導記録」（以下「本件文書1」という。）、「〇〇氏相談・訪問指導記録」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年1月21日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年3月9日付け〇〇健福第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

〇〇年〇〇月頃から〇〇月頃までの間に（保健所の相談履歴から恐らく〇〇月のもの）、〇〇が〇〇である〇〇に関して行った相談の履歴の開示を求める。

イ 本件審査請求の理由

〇〇年〇〇月頃から〇〇月頃までの間の、〇〇が〇〇に関して行った

相談の履歴のみが欠落しており、この時の対応職員である〇〇という者が隠匿したか、組織での問題の隠蔽の可能性があるのである。またこの記録は、今後〇〇が〇〇の〇〇申請の時の重要な資料になり得るものであり、〇〇の病状の一番重篤な時期の、一番最初の〇〇相談であったため、非常に重要な記録となっているからである。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求人は「対象文書がない」ということ自体が有り得ないことと訴えているのであり、この記録文書は〇〇保健所地域保健課において存在しては都合の悪い文書となるため、請求人からこれまでに何度となく当該職員に関する苦情があった際に、職員または組織が隠滅した可能性があるとして訴えていたのであるから、「ないから主張に理由はない」というのは甚だ本末転倒であり、「ないから請求人は相談していなかった」ということには成り得ないし、また「ないから棄却する」という弁解は成り立たない。

イ 〇〇年当時の職員である〇〇氏は、請求人から〇〇である〇〇の〇〇に関する電話相談を受けた際に、〇〇に関する法律第〇〇条にある適切な対応をせず、「そういう時は警察を呼んで下さい」のみで終わってしまったという事実がある。この為、仕方なく警察を呼ぶこととなるが、警察からは「こういうときは保健所が入るものなんだけどね」と言われる度に、「〇〇の保健所は何もしてくれないんです、本人に病院に行くように話をしてもくれません。」と説明していた次第である。この時の、初めて発症したために初めて保健所に相談をした時の相談履歴のみが都合良くない、ということは全く有り得ない。地域福祉課にとっては、審査請求人ら家族を、患者自身が辛くなり通院するまでの〇〇の間命の危険に晒したという記録となるため、隠滅した可能性がある。しかし、〇〇のおそれがあり、病識がないために〇〇科へ掛かることも出来ない〇〇を放置するという、〇〇という職員の能力に問題があったため、この職員が記録すらしなかった、という職務怠慢があった可能性も否認しない。

ウ 地域保健課は、これまで適切な調査をせず、問題を詳らかにしようとせず、謝罪すらしなかった。この他にも、審査請求人とその家族は、地域保健課から様々な被害を被っているため、地域保健課の言うことは信用が出来ない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した、本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容について

ア 本件審査請求に係る処分について

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 自己情報開示請求について

審査請求人は、「私が保健所に相談をして来ました最古から現在までの〇〇、〇〇の相談履歴の全ての開示を請求致します」を請求内容とする本件開示請求を行った。なお、請求に際して、〇〇保健所に直接相談のあった記録を対象とすることを審査請求人に確認した。

ウ 対象文書の特定及びそれらの内容について

(ア) 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書の特定し、本件決定を行った。

(イ) 本件文書の内容について

〇〇保健所が保有している「相談・訪問指導記録」のうち、初回相談日から開示請求日までの間における、審査請求人からの相談記録である。なお、審査請求人は、本件文書において、「〇〇」と記載されており、相談・訪問指導対象者ではない。

(3) 本件決定の理由について

ア 不開示部分について

本件文書の一部が、条例第17条第6号ハに該当するため不開示とした。

イ 条例第17条第6号ハの該当性について

(ア) DV相談員の情報

DV相談員の姓が含まれており、DV被害相談の特殊性からDV相談員の氏名については、相談員への危害防止等を図る目的で公表していないところ、開示することによりDV相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 嘱託医による評価等の情報

嘱託医が、〇〇保健所において相談を実施した際の評価および今後の対応方針等の情報である。これらの情報を開示することとなると、嘱託医が今後同様の評価等を行う際に、開示されることを前提として記録の記載を行うこととなり、所見等がありのままに記載されなくなる等、相談対応に必要な情報の収集が困難になる等の可能性は否定できず、今後の〇〇相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 嘱託医の所属に係る情報

嘱託医が相談に従事する際に、個人の所属は公表していない。これ

らの情報を開示することとなると、相談者から相談後に詳細な説明や継続的な関与を直接求められる等、嘱託医の日常業務に影響を来とし、嘱託医を継続することが出来なくなるおそれがある。嘱託医の確保が困難になる等の可能性は否定できず、今後の〇〇相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(エ) 職員による評価等の情報

職員が、〇〇保健所において相談を実施した際の相談内容の評価および担当者の所見、今後の対応方針等の情報である。〇〇相談事業においては、相談が長期化するなどしても過去の経緯等を踏まえたうえで継続的な相談対応等を実施する必要があることから、相談記録については、正確に記載することが求められる。本件情報を開示することとなると、職員が今後同様の相談対応を行う際に、開示されることを前提として記録の記載を行うこととなり、所見等がありのままに記載されず形骸化する等、相談対応に必要な情報の収集が困難になる可能性は否定できず、今後の事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 弁明の理由について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり主張しており、再度探索を行ったが、本件文書以外に対象文書はない。また、前記(3)アのとおり、本件文書の内容の一部は、条例第17条第6号ハに該当するため不開示とした。したがって、対象文書の特定に係る審査請求人の主張に理由はない。

5 審議会の判断

(1) 本件決定について

実施機関は、本件決定において本件文書の一部を、条例第17条第6号ハに該当するとして不開示としている。

(2) 本件決定における行政文書の特定について

ア 審査請求人の主張する文書の特定について

実施機関は、前記2(2)のとおり、本件文書に記録された個人情報等を特定して、本件決定を行っている。

これに対し審査請求人は、前記3(1)イのとおり、「〇〇年〇〇月頃から〇〇月頃までの間に(保健所の相談履歴から恐らく〇〇月のもの)、〇〇が〇〇である〇〇に関して行った相談の履歴」(以下「当該相談履歴」という。)が特定されていないと主張する。

審議会が事務局職員を通じてあらためて実施機関に文書の探索を行わせたところ、審査請求人が主張する当該相談履歴を〇〇保健所において保有していないことが確認された。

また、実施機関に確認したところ、当該相談履歴は相談者を特定できなかったため、匿名相談用のファイルに保管され、5年の保管期間満了により廃棄された可能性もあるとのことである。

以上のことを踏まえると、当該相談履歴が存在しないとする実施機関の主張を否定することはできない。

イ 実施機関が対象外とした処理について

(ア) 審議会において確認したところ、本件文書の一部において、白抜きで「対象外」と表示する処理（以下「対象外処理」という。）がされており、審査請求人において、その内容が確認できない状態となっていることが認められた。

また、審議会において、本件文書が含まれる簿冊（以下「本件簿冊」という。）を確認したところ、本件簿冊に含まれる本件文書以外の行政文書（以下「本件未決定文書」という。）には、本件開示請求の対象となると考えられる個人情報に記載されたものが多く見受けられた。

(イ) 実施機関は、前記（ア）のとおり、対象外処理を行った部分について、本件開示請求の対象とならないものと判断したと認められる。また、本件未決定文書について、本件開示請求の対象とならないものと判断したと認められる。

条例第15条第1項が、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示の請求…をすることができる」と規定していることから、同項で認められる開示請求の対象は、行政文書に記録された開示請求者自身の個人情報であることは明らかであり、開示請求者の個人情報が記載されていない部分についてこのような処理を行うことは否定されるものではなく、審議会においても、個別の事案に応じてその当否を判断してきたところである。

(ウ) そもそも、ある行政文書に開示請求の対象となる開示請求者の個人情報が記載されている場合において、当該行政文書が開示請求者に関連して作成されたものと解釈できるときは、原則として、当該行政文書全体が開示請求の対象となると解するべきであるところ、当該行政文書の一部について開示請求の対象外とすることは、開示請求の内容との関連性が全くないと認められるような場合等、開示請求に係る開示請求者の自己の個人情報であるとは言えないことが明らかである部分（以下「特定部分」という。）を対象外とする場合を除いては認められないと解するべきである。すなわち、行政文書の一部が特定部分であるとして開示請求の対象外と判断することについては、特定の期間に取得等された自己の個人情報に限定した開示請求があった場合や、開示請求の対象となる個人情報が記載された行政文書自体が、複数の

個人の個人情報を含めた情報を便宜上集合させたにすぎない性質のものである場合、本来別の行政文書として取り扱われるべき文書等が誤って含まれていた場合等限定的に解すべきである。

(エ) 以上を踏まえて本件を検討すると、前記(ア)のとおり、本件文書において実施機関が対象外処理をした部分については、審査請求人に関連して作成された行政文書の一部であり、かつ、本件開示請求の内容と関連性が全くないとは言えないため、審査請求人を本人とする個人情報と認められる。したがって、実施機関においては、これらの部分についても、前記(ウ)の趣旨を踏まえた開示決定等を行うべきであった。

また、前記(ア)のとおり、本件文書は本件簿冊に含まれる行政文書の一部であり、本件未決定文書には、審査請求人に関連して作成されたもので、かつ、本件開示請求の内容との関連性が全くないとは言えず、審査請求人を本人とする個人情報と認められるものもあった。

したがって、実施機関においては、当該行政文書のうち本件開示請求の対象とならないと判断した部分についても、前記(ウ)の趣旨を踏まえ、特定部分を除き、開示決定等を行うべきであった。

(オ) 行政文書の一部について対象外処理を行うことで、外形的には、開示請求者に対してその部分に記載された情報を開示しないこととなるのであるから、条例第17条において、不開示情報に該当しない限り、開示請求に係る個人情報は開示しなければならないとされていること及び条例第21条第3項において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を開示請求者に通知しなければならないとされていること等の趣旨に鑑み、前記(ウ)の考え方を踏まえつつ、その運用は特に慎重に行うべきである。

(カ) 本件においては、前記(エ)のような不適切な処理が多く箇所で見受けられるところであり、本件における対象外処理の態様を見れば、本件決定を行うに当たって、対象外処理について慎重に検討が行われたとは考えられず、結果として、本件決定は条例の趣旨を没却するものとなっている。

したがって、本件決定については、これを取り消し、改めて個人情報の特定を行い、開示決定等をするべきである。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

(1) 開示・不開示の妥当性について

本件決定は、前記のとおり取り消すべきであるが、実施機関が再度の開示決定等を行う際の留意事項とするため、実施機関が本件文書において不開示とした情報について、その不開示情報該当性について検討したところ、基本的な考え方は以下のとおりである。

実施機関においては、これらの考え方にに基づき、再度、本件文書に係る事実関係等も踏まえた上で、適切に判断されたい。

(2) 不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表の番号（以下単に「番号」という。）1から26までのとおりであり、審議会として次に掲げるとおり分類した。

ア DV相談員の氏名（番号1）

イ 医師の診断等に係る情報（番号2、3、6、11及び12。以下「本件診断等情報」という。）

ウ 相談を受けた担当者の所見及び認識に係る情報（番号4、5、7から10まで及び13から26まで。以下「本件相談等情報」という。）

(3) 不開示情報の該当性について

ア DV相談員の氏名について

(ア) 実施機関は、DV相談員の氏名については、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) DV相談員の氏名については、加害者の追及及び被害者の安全確保に特段の配慮が求められるDV相談業務という職務の特殊性から、当該情報を開示すると、それを知った加害者が当該相談員に対し被害者の情報を求めて強硬な手段に及ぶことや、あるいは、自らの氏名が開示されることでの関係者とのトラブルを危惧した相談員が消極的な姿勢で相談対応を行うなどの可能性は否定できず、その結果として相談業務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼし、もって、被害者の安全確保にも支障が生じるおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、DV相談員の氏名は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

イ 本件診断等情報について

(ア) 実施機関は、本件診断等情報については、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 医師の診断等に係る情報については、当該情報を開示すると、当該医師に対し真偽を確認しようとなんらかの働きかけ等がなされることや、本人とのトラブルを回避しようとして記載内容が形骸化し、実施機関

において必要な情報が把握できなくなるといった可能性がある等、今後の実施機関における診療等の事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、本件診断等情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

ウ 本件相談等情報について

(ア) 実施機関は、本件相談等情報については、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件相談等情報のうち番号4の冒頭から2行目の8文字目まで及び番号7のうち16頁16行目の情報は、審査請求人が既に知っていると認められる情報が記載されている。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ハには該当せず、開示が相当である。

(ウ) 本件相談等情報のうち番号18は、通例的な打合せを行った事実を記録したものに過ぎず、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号ハに掲げられているおそれは認められない。

(エ) 本件相談等情報のうち番号5の嘱託医の所属について、実施機関は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると主張するが、審議会で検討したところ、当該箇所には、当該嘱託医の勤務病院名が記載されており、相談等情報とは認められないため、職権により、条例第17条第6号柱書該当性について、以下、検討する。

当該情報を開示すると、当該嘱託医の診断等の内容に関して、真偽や詳細等を確認するため当該嘱託医の業務に支障を及ぼす行為が行われるなど、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号柱書に該当し、結論として不開示が相当である。

(オ) その余の本件相談等情報については、当該情報を開示すると、担当者が今後同様の相談等業務を行う際に、開示されることを前提として記録の記載を行うこととなり、所見等があるのままで記載されなくなる等、実施機関において、事案の解決に必要な詳細かつ正確な情報の収集が困難になる等の可能性は否定できず、そうすると、本件相談等情報を開示することで、今後の相談事業の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件相談等情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

なお、審議会で見分したところ、本件文書において開示された情報

の中には、相談業務の適正な遂行に支障があるものと認め得るようなものが含まれており、開示不開示の判断に一貫性を欠いているように見受けられる。

実施機関は、今後、個人情報保護制度の趣旨に則り、適正な事務の遂行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年3月10日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年3月30日	反論書の写しの受理
令和4年10月20日	審議（令和4年度第3回第1部会）
令和4年11月24日	審議（令和4年度第4回第1部会）
令和5年1月19日	審議（令和4年度第6回第1部会）
令和5年2月16日	審議（令和4年度第7回第1部会）
令和5年3月23日	審議（令和4年度第8回第1部会）
令和5年4月27日	審議（令和5年度第1回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

別表

行政文書の件名：〇〇氏相談・訪問指導記録(本件文書1)

番号	文書名等	不開示部分
1	〇〇相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	DV相談員名の部分
2	〇〇相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	医師の判断に係る部分
3	〇〇相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	医師の判断に係る部分

4	〇〇相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	概要の内容に係る部分
5	〇日)	今後の方針及び嘱託医の所属
6	〇〇相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	医師の判断に係る部分
7	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	相談記録内容に係る部分
8	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
9	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
10	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
11	〇〇相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	医師の判断に係る部分
12	〇〇相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
13	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	相談記録内容に係る部分
14	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
15	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
16	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
17	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
18	訪問相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
19	訪問相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
20	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
21	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	

22	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	相談記録内容に係る部分
23	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	
24	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	

行政文書の件名：〇〇氏相談・訪問指導記録(本件文書2)

番号	文書名等	不開示部分
25	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	相談記録内容に係る部分
26	電話相談記録(〇〇年〇〇月〇〇日)	